

『地域優良賃貸住宅制度改正』概要

平成23年度「地域優良賃貸住宅制度」が再編一本化されました！



【特定優良賃貸住宅(特優賃)】
中堅所得者向け住宅
「特定優良賃貸住宅の供給を促進する法律」
(平成5年制定)

【高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)】
高齢者向け賃貸住宅
「高齢者の住居の安定確保に関する法律」
(平成13年制定)

再編(平成19年度)

【地域優良賃貸住宅制度】
子育て世帯や高齢者世帯等、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に施策対象を重点化した制度
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)(平成19年)

再編(平成23年度)

【地域優良賃貸住宅制度 改正】

下記改正に伴ない「地域優良賃貸住宅制度」の再編

「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」が改正(平成23年4月)

【再編後のイメージ】

中堅所得者向け住宅
【旧:特優賃】

高齢者向け住宅
【旧:高優賃】

サービス付き
高齢者向け住宅
【高齢者型】(平成23年)

障害者向け住宅
【旧:地優賃(一般型)】

子育て世帯向け住宅
【旧:地優賃(一般型)】

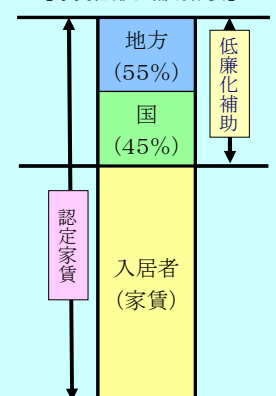
助成金概要

地域優良賃貸住宅制度を再編して一本化し、整備助成金 又は 家賃低廉化助成を通じて、民間業者による良質な賃貸住宅の供給による住宅セーフティネットのさらなる拡充を図る。

【地域優良賃貸住宅補助率概要】

地域優良賃貸住宅		民間	地方公共団体
建設・買取	一般	・補助:整備費用の1/6(国:45%、地方:55%) (階数が2階建て以下の場合は1/9)	・補助:国45% ・地方:55%
	高齢者	・補助:整備費用の1/5(国:45%、地方:55%)	・補助:国45% ・地方:55%
改良	転用なし	・補助:改良費用の2/3(国:45%、地方:55%) ※・補助は、共同施設部にかかる費用	・補助:国45% ・地方:55%

【家賃低廉化補助概要】



低廉化補助は、認定家賃から入居者家賃を引いた額(最大4万)を上図で示す通りの比率で国が助成する。